



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

*11 事務決裁規程の一部を改正する訓令

(行政改革課)..... 1

*12 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(")..... 6

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第3条第1項第2号中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第13条第1項中「、政策統括参事」を削り、「及び労働政策参事」を「、労働政策参事及びねんりんピック担当参事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄5を削り、同欄6を同欄5とし、同欄7を同欄6とし、同欄8中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同欄8を同欄7とし、同欄9から21までを同欄8から20までとし、同表局長専決事項の欄21中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同欄44を同欄45とし、同欄41から43までを同欄42から44までとし、同欄40の次に次のように加える。

41 物品の貸付けに関すること。

別表第1課長専決事項の欄22中「介護休暇及び」を削り、同欄41中「管理する物品の短期」を「貸付期間が1月以内である物品」に改める。

別表第2総務部の表人事課の項課長専決事項の欄4中「介護休暇及び」を削り、別表第2企画部の表情報政策課の項局長専決事項の欄1を削り、同表過疎対策課の項中「過疎対策課」を「移住定住推進課」に改め、別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に関する次のこと。

(1) 保管事業者に対する改善命令（第12条第1項）

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項局長専決事項の欄4中「（平成13年法律第65号）」を削り、同項課長専決事項の欄4 (1) 中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同欄4 (3) 中「第12条第2項」を「第16条第2項」に改め、同欄4 (4) 中「第17条」を「第24条」に改め、同欄4 (5) 中「第18条」を「第25条第1項」に改め、同表環境管理課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に関する次のこと。

(1) 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準に適合させるための命令及びその命令に係る主務大臣への報告（第18条）

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

14 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 特定特殊自動車を業として使用する者に対する指導及び助言並びに指導又は助言に係る主務大臣への報告 (第28条第2項、第3項)
- (2) 特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収及びその報告徴収に係る主務大臣への報告 (第29条第2項、第4項)
- (3) 特定特殊自動車の使用者に対する立入検査及びその立入検査に係る主務大臣への報告 (第30条第2項、第4項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄19を同欄20とし、同欄10から18までを同欄11から19までとし、同欄9 (4) を次のように改める。

- (4) 指定検査機関の指定 (第21条第1項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄9に次のように加える。

- (5) 指定検査機関の業務規程の認可及び変更命令 (第28条)
- (6) 指定検査機関の指定の取消し等 (第33条)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄9を同欄10とし、同欄8を同欄9とし、同欄7の次に次のように加える。

8 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) に関する次のこと。

- (1) 飼い猫の所有者等又は自己の所有する猫以外の猫に給餌等を行う者に対する勧告 (第23条第1項)
- (2) 周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する勧告 (第23条第2項)
- (3) 動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する命令及び勧告 (第23条第3項)
- (4) 勧告に係る措置をとらなかった者に対する命令 (第23条第4項)
- (5) 命令に違反した者に対する過料処分 (第26条第4項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項局長専決事項の欄9中「(平成11年和歌山県条例第41号)」を削り、同欄9 (1) 中「第13条」を「第16条」に改め、同欄11 (1) 及び (2) を次のように改める。

- (1) 指定検査機関の指定の公示等 (第23条)
- (2) 指定検査機関の役員等の選任及び解任の認可並びに解任の命令 (第26条)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項局長専決事項の欄11 (3) を同欄11 (6) とし、同欄11 (2) の次に次のように加える。

- (3) 指定検査機関の事業計画の認可等 (第29条)
- (4) 指定検査機関に対する監督命令 (第31条)
- (5) 指定検査機関の業務の休廃止の許可 (第32条第1項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する次のこと。

- (1) 指定検査機関の食鳥検査の実施に係る報告の受理 (第25条第3項)
- (2) 指定検査機関に対する報告徴収 (第37条第2項)
- (3) 指定検査機関に対する立入検査 (第38条第2項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項部長専決事項の欄1 (10) 及び (15) 中「仮認定」を「特例認定」に改め、同項課長専決事項の欄1 (4) 中「軽微な事項に係る」を削り、同欄1 (16) 中「、助成金支給実績提出書及び海外への送金等に係る提出書」を「及び助成金支給実績提出書」に改め、同欄1 (19) 中「仮認定」を「特例認定」に改め、別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1 (2) を次のように改める。

- (2) 職権による評議員の選任 (第42条第2項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1 (11) を同欄1 (13) とし、同欄1 (3) から (10) までを同欄1 (5) から (12) までとし、同欄1 (2) の次に次のように加える。

(3) 職権による役員を選任 (第45条の6第2項)

(4) 職権による理事長を選任 (第45条の17第3項で準用する第45条の6第2項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄13を次のように改める。

13 社会福祉法施行令 (昭和33年政令第185号) に関する次のこと。

(1) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の変更承認 (第6条第1項)

(2) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の変更届出の受理 (第6条第2項)

(3) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の報告の受理 (第7条第1項)

(4) 社会福祉主事に係る指定を受けた養成機関の設置者又は長に対する報告の徴収及び指示 (第8条第1項、第2項)

(5) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の指定の取消し (第9条)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄1 (3) を削り、同欄1 (2) を同欄1 (8) とし、同欄1 (1) を同欄1 (7) とし、同欄1に同欄1 (1) から (6) までとして次のように加える。

(1) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)

(2) 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第45条の36第2項)

(3) 社会福祉充実計画の承認 (第55条の2第9項)

(4) 社会福祉充実計画に係る関係地方公共団体の長に対する協力要請 (第55条の2第10項)

(5) 社会福祉充実計画の変更の承認 (第55条の3第1項)

(6) 社会福祉充実計画の終了の承認 (第55条の4)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

(9) 社会福祉法人の活動の状況等の公表及び報告 (第59条の2第2項)

(10) 社会福祉法人の活動の状況等に係る所轄庁に対する情報の提供の求め (第59条の2第3項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄16を次のように改める。

16 社会福祉法施行令に関する次のこと。

(1) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の変更承認 (第6条第1項)

(2) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の変更届出の受理 (第6条第2項)

(3) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の報告の受理 (第7条第2項)

(4) 社会福祉主事に係る指定を受けた講習会の設置者又は長に対する報告の徴収及び指示 (第8条第1項、第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄1 (2) を次のように改める。

(2) 職権による評議員を選任 (第42条第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄1 (12) を同欄1 (14) とし、同欄1 (3) から (11) までを同欄1 (5) から (13) までとし、同欄1 (2) の次に次のように加える。

(3) 職権による役員を選任 (第45条の6第2項)

(4) 職権による理事長を選任 (第45条の17第3項で準用する第45条の6第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄1 (7) を同欄1 (14) とし、同欄1 (4) から (6) までを同欄1 (11) から (13) までとし、同欄1 (3) を同欄1 (8) とし、同欄1 (8) の次に次のように加える。

(9) 社会福祉法人の活動の状況等の公表及び報告 (第59条の2第2項)

(10) 社会福祉法人の活動の状況等に係る所轄庁に対する情報の提供の求め (第59条の2第3項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄1 (2) を同欄1 (7) とし、同欄1 (1) 中「第43条」を「第45条の36第2項」に改め、同欄1 (1) を同欄1 (2) とし、同欄1 (2) の次に次のように加える。

(3) 社会福祉充実計画の承認 (第55条の2第9項)

(4) 社会福祉充実計画に係る関係地方公共団体の長に対する協力要請 (第55条の2第10項)

(5) 社会福祉充実計画の変更の承認 (第55条の3第1項)

(6) 社会福祉充実計画の終了の承認 (第55条の4)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄1に同欄1 (1) として次のように加える。

(1) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄4に次のように加える。

(42) 介護保険法第5章の規定により行う事務に関する市町村に対する報告徴収、助言及び勧告 (第197条第3項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄9 (2) を次のように改める。

(2) 職権による評議員の選任 (第42条第2項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄9 (10) を同欄9 (12) とし、同欄9 (3) から (9) までを同欄9 (5) から (11) までとし、同欄9 (2) の次に次のように加える。

(3) 職権による役員の選任 (第45条の6第2項)

(4) 職権による理事長の選任 (第45条の17第3項で準用する第45条の6第2項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄12を削り、同欄11を同欄12とし、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令 (平成28年政令第32号) に関する次のこと。

(1) 事業者に対する助言、指導及び勧告 (第3条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄1 (10) 中「障害程度区分認定調査員等研修修了証明書」を「障害支援区分認定調査員等研修修了証明書」に改め、同欄2 (1) 中「障害程度」を「障害」に改め、同欄11を次のように改める。

11 民間助成団体への補助金交付申請に対する意見書に関すること。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄15 (3) を削り、同欄15 (2) を同欄15 (8) とし、同欄15 (1) を同欄15 (7) とし、同欄15に同欄15 (1) から (6) までとして次のように加える。

(1) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)

(2) 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第45条の36第2項)

(3) 社会福祉充実計画の承認 (第55条の2第9項)

(4) 社会福祉充実計画に係る関係地方公共団体の長に対する協力要請 (第55条の2第10項)

(5) 社会福祉充実計画の変更の承認 (第55条の3第1項)

(6) 社会福祉充実計画の終了の承認 (第55条の4)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

(9) 社会福祉法人の活動の状況等の公表及び報告 (第59条の2第2項)

(10) 社会福祉法人の活動の状況等に係る所轄庁に対する情報の提供の求め (第59条の2第3項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄5中「予防接種法施行規則 (昭和23年厚生省令第36号)」を「予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号)」に改め、同項課長専決事項の欄6 (1) 中「第8条第3項」を「第8条第5項」に改め、同表国民健康保険室の項中「国民健康保険室」を「国民健康保険課」に改め、同表備考を削り、別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

11 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成20年法律第33号) に関する次のこと。

(1) 中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていることの認定 (第12条第1項)

(2) 中小企業者の事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、多様な分野における事業の展開、人材の育成及び資金の確保に計画的に取り組むことが特に必要かつ適切なものの経営に従事する者に対する指導及び助言 (第15条第1項)

別表第2商工観光労働部の表企業振興課の項局長専決事項の欄1中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同欄に次のように加える。

2 中小企業等経営強化法施行規則 (平成11年通商産業省令第74号) に関する次のこと。

(1) 特定新規中小企業者の確認 (第4条第1項)

別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項課長専決事項の欄2中「(ため池等整備事業を除く。)」を削り、同表畜産課の項局長専決事項の欄13を削り、同欄14を同欄13とし、同欄15から17までを同欄14から16までとし、同項課長専決事項の欄13を削り、同欄14を同欄13とし、同欄15を同欄14とし、同表経営支援課の項課長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3から10までを同欄2から9までとし、同表森林整備課の項局長専決事項の欄8中「係る種子」の次に「及び県営育苗に係る苗木の売払い」を加え、同項課長専決事項の欄13を削り、同表水産振興課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

2 水産物の輸出に関する証明書(水産庁所管のものに限る。)の発行に関すること。

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄1(2)中「第11条」を「第11条第1項、第2項、第5項」に改め、同欄1(4)中「、遊漁規則」を「又は遊漁規則」に改め、「認可」の次に「及び遊漁規則の変更の命令」を加え、「第8条」を「第8条第6項、第7項」に改め、同欄1に次のように加える。

(6) 漁業権の共有認可及び海区漁業調整委員会の意見の聴取(第14条第4項、第5項)

(7) 免許漁業原簿への登録(第50条第1項)

(8) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対する指示及び指示の取り消し(第67条第3項、第4項)

(9) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示に従わない者に対する催告及び命令(第67条第9項、第11項、第12項)

(10) 内水面における増殖計画の設定及び命令並びにその命令に従わないときの漁業権の取消し(第128条第1項、第2項)

(11) 漁業に関する報告徴収等(第134条第1項、第2項)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄9を同欄10とし、同欄8中「持続的養殖業生産確保法」を「持続的養殖生産確保法」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7に次のように加える。

(2) 採捕の数量又は漁獲努力量等の公表(第8条第2項)

(3) 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者に対する助言、指導及び勧告(第9条第2項)

(4) 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者に対する採捕の停止等の命令(第10条第2項)

(5) 知事管理量又は知事管理努力量に係る採捕を行う者に対する停泊命令及び聴聞(第12条第2項、第3項)

(6) 協定の認定(第14条第1項)

(7) 協定への参加のあっせん(第15条第2項)

(8) 特定海洋生物資源又は当該都道府県の指定海洋生物資源の採捕を行う知事許可漁業を営む者その他の関係者に対する報告徴収及び立入検査(第18条第1項)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 対EU輸出水産食品取扱養殖場登録に関すること。

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

11 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)に関する次のこと。

(1) 協議会の設置(第35条第2項)

別表第2県土整備部の表下水道課の項局長専決事項の欄1(1)中「第4条」の次に「、第25条の11」を加え、同欄1(2)中「第15条、第25条の8第1項」を「第25条の16」に改め、同欄1(3)中「第16条、第25条の10」を「第25条の18第1項で準用する第16条」に改め、同欄1(4)中「第17条、第25条の10」を「第25条の18第1項で準用する第17条」に改め、同欄1(5)中「第18条、第25条の10」を「第25条の18第1項で準用する第18条」に改め、同欄1(6)中「第25条の7」を「第25条の15」に改め、同表都市政策課の項局長専決事項の欄1(1)中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、同欄4を次のように改める。

4 和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)に関する次のこと。

(1) 広告物活用地区の指定(第5条の2第1項)

- (2) 景観保全型広告整備地区の指定 (第5条の3第1項)
- (3) 屋外広告業の登録 (更新の登録に係るものを除く。) (第23条第1項)
- (4) 屋外広告業の登録拒否 (第23条の4第1項)
- (5) 屋外広告業の取消し及び営業の停止 (第26条の2第1項)
- (6) 和歌山県景観審議会への諮問 (第27条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

11 和歌山県屋外広告物条例に関する次のこと。

- (1) 屋外広告業の登録 (更新の登録に係るものに限る。) (第23条第3項)
- (2) 屋外広告業の登録事項の変更 (第23条の5第1項)
- (3) 屋外広告業の廃業等の届出 (第23条の6第1項)
- (4) 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告 (第26条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄5中「(1)及び(5)については」を「(1)から(5)までについては、」に、「限り、及び(2)から(4)までについては海南市及び海草郡の区域外の建築物であって、建築物の高さが20メートル以下で、かつ、階数が3で延べ面積が300平方メートル以下のもの(建築基準法第6条第1項第1号に該当するものを除く。)又は階数が2以下で延べ面積が1,000平方メートル以下のものに係るものを除く」を「限る」に改め、同欄29中「次のこと」の次に「(1)から(5)までについては、海草振興局、伊都振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局管内の建築物に限る。」を加え、同欄29(8)を同欄29(13)とし、同欄29(1)から(7)までを同欄29(6)から(12)までとし、同欄29に同欄29(1)から(5)までとして次のように加える。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知書の交付 (第12条第3項、第13条第4項)
- (2) 期間延長の通知書の交付 (第12条第4項、第13条第5項)
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付 (第12条第5項、第13条第6項)
- (4) 基準適合命令等 (第14条)
- (5) 特定建築物に係る報告及び検査 (第17条)

別表第2県土整備部の表港湾漁港整備課の項局長専決事項の欄1(1)中「第6条第2項」を「第6条第5項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第3条中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第4条中「農業大学校長及び農業大学校就農支援センター所長」を「農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長」に改め、「別表第6に掲げる事項について」の次に「、県税窓口統括員は別表第7に掲げる事項について」を加える。

第6条第2項第1号中「所長の項」を「部の課長の項」に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者
消防学校	校長	副校長	
振興局	局長	主務部長	主務副部長
	各部長	副部長	主務課長
	部の課長	主務グループリーダー	
	健康福祉部串本支所長	次長	主務課長
	建設部ダム管理事務所長	主務課長	
	建設部海南工事事務所長	次長	主務課長
	建設部紀の川流域下水道事務所長	次長	
	建設部湯浅御坊高速事務所長	次長	主務課長
	串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	次長	主務課長
県税事務所	所長	次長	主務課長
	県税窓口統括員	所長の指名する職員	所長の指名する職員
農林大学校	校長	副校長	主務部長
	林業研修部長	林業研修部長の指名する職員	
農林大学校就農支援センター	所長	次長	

第8条に次の1項を加える。

5 県税事務所の所長が専決できる事項について主務課長が不在のときは、県税事務所の主務グループリーダーが代決することができる。

第12条第1項中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長及び新宮保健所串本支所の課長」を「新宮保健所串本支所の課長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」に改める。

別表第1専決事項の欄7中「介護休暇及び」を削り、同欄22中「管理する物品の短期の貸付け」を「貸付期間が1月以内である物品の貸付け」に改め、同欄29(2)を次のように改める。

(2) 行政財産の使用許可のうち次に掲げるもの(第25条第1項)

ア 使用の許可の期間が1月以内であるもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合におけるもの

ウ 自動販売機を設ける場合におけるもの

エ 使用の許可の条件を変更することなく行政財産を継続して使用させる場合の許可の更新におけるもの

別表第1専決事項の欄29(4)中「又は貸付けの変更」を削り、「事項(第27条から第29条の3まで)」を「もの(第29条第1項)」に改め、同欄29(4)を同欄29(5)とし、同欄29(3)を同欄29(4)とし、同欄29(2)の次に次のように加える。

(3) 行政財産の変更許可のうち次に掲げるもの(第25条の2第1項)

ア 使用の許可の期間が1月以内である使用許可に係るもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を

設ける場合における使用許可に係るもの

ウ 自動販売機を設ける場合における使用許可に係るもの

エ 第25条第1項第3号に掲げる事項に係るもの（面積等の数量が減少するものに限る。）及び同項第5号に掲げる事項に係るもの

別表第1専決事項の欄29に次のように加える。

(6) 普通財産の貸付けの変更のうち次に掲げるもの（第29条の2第1項）

ア 貸付期間が1月以内である貸付けに係るもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合における貸付けに係るもの

別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄15中「並びに介護休暇」を削り、同表部長の項専決事項の欄9、11及び12中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長及び」を削り、「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」の次に「及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を加え、同欄13中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長及び」を削り、「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」の次に「及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を加え、「那賀振興局建設部京奈和高速事務所及び」を削り、「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所」の次に「及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所」を加え、「介護休暇及び」を削り、同欄14中「那賀振興局建設部京奈和高速事務所長及び」を削り、「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」の次に「及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を加え、「那賀振興局建設部京奈和高速事務所及び」を削り、「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所」の次に「及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所」を加え、同欄35中「管理する物品の短期の貸付け」を「貸付期間が1月以内である物品の貸付け」に改め、同欄42（1）を次のように改める。

(1) 行政財産の使用許可のうち次に掲げるもの（第25条第1項）

ア 使用の許可の期間が1月以内であるもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合におけるもの

ウ 自動販売機を設ける場合におけるもの

エ 使用の許可の条件を変更することなく行政財産を継続して使用させる場合の許可の更新におけるもの

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄42（3）中「又は貸付けの変更」を削り、「事項（第27条から第29条の3まで）」を「もの（第29条第1項）」に改め、同欄42（3）を同欄42（4）とし、同欄42（2）を同欄42（3）とし、同欄42（1）の次に次のように加える。

(2) 行政財産の使用の変更許可のうち次に掲げるもの（第25条の2第1項）

ア 使用の許可の期間が1月以内である使用の許可に係るもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合における使用の許可に係るもの

ウ 自動販売機を設ける場合における使用の許可に係るもの

エ 第25条第1項第3号に掲げる事項に係るもの（面積等の数量が減少するものに限る。）及び同項第5号に掲げる事項に係るもの

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄42に次のように加える。

(5) 普通財産の貸付けの変更のうち次に掲げるもの（第29条の2第1項）

ア 貸付期間が1月以内である貸付けに係るもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合における貸付けに係るもの

別表第3第1号の表農林水産振興部長の項専決事項の欄2を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4から56までを

同欄3から55までとし、同欄57 (2) を削り、同欄57 (3) を同欄57 (2) とし、同欄57 (4) から (8) までを同欄57 (3) から (7) までとし、同欄57を同欄56とし、同欄58から73までを同欄57から同欄72までとし、同欄74中「合板・製材生産性強化対策事業」を「間伐材安定供給事業」に改め、同欄74を同欄73とし、同欄75から77までを同欄74から76までとし、同表建設部長の項専決事項の欄55中「((2) から (4) までについては、建築物の高さが20メートル以下で、かつ、階数が3で延べ面積が300平方メートル以下の建築物(建築基準法第6条第1項第1号に該当するものを除く。) 又は階数が2以下で延べ面積が1,000平方メートル以下の建築物に係るものに限る。)」を削り、同欄55 (6) を削り、同表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄6中「介護休暇及び」を削り、同表備考1中「海草振興局建設部海南工事事務所長並びに」を「海草振興局建設部海南工事事務所、」に改め、「有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所」の次に「東牟婁振興局申本建設部近畿自動車道紀南高速事務所」を加え、別表第3第2号の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項専決事項の欄1から3までの規定中「関すること」の次に「(部の課長の専決事項として定めているものを除く。)」を加え、同欄4中「介護休暇及び」を削り、「関すること」の次に「(部の課長の専決事項として定めているものを除く。)」を加え、同表那賀振興局建設部京奈和高速事務所長の項を削り、同表有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長の項専決事項の欄4中「介護休暇及び」を削り、同表西牟婁振興局建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に関する次のこと(西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。)

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知書の交付(第12条第3項、第13条第4項)
- (2) 期間延長の通知書の交付(第12条第4項、第13条第5項)
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付(第12条第5項、第13条第6項)
- (4) 基準適合命令等(第14条)
- (5) 特定建築物に係る報告及び検査(第17条)

別表第3第2号の表東牟婁振興局申本建設部長の項の次に次のように加える。

東牟婁振興局申本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。 3 所長の旅行(管内の旅行に限る。)及び所属の職員の旅行(旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。)に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。 4 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病欠休暇及び特別休暇並びに合休暇を除く。)の承認に関すること。 5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部分休業の承認(第19条第1項) (2) 部分休業の取消し(第19条第3項) 6 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項について照復すること。 7 工事等に伴う土地買収、物件補償等及び土地建物等の借上げ並びに土地の登記(地図の訂正に限る。)に関すること。 8 許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関すること。
---------------------------	---

別表第4院長の項専決事項の欄6、事務局長の項専決事項の欄10及び部長の項専決事項の欄7中「介護休暇及び」を削る。

別表第5工業技術センター所長の項専決事項の欄1中「事項」の次に「(工業技術センターの部長の専決事項として定めているものを除く。)」を加え、同表部長の項専決事項の欄1を同欄4とし、同欄に同欄1から3までとして次のように加える。

- 1 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。
- 2 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。

3 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。）の承認等に関すること。

別表第6中「農業大学校長及び就農支援センター所長」を「農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長」に改め、同表農業大学の項専決者の欄中「農業大学校長」を「農林大学校長」に改め、同項専決事項の欄1中「就農支援センターに属する職員及び事務に係るものを除く」を「林業研修部長及び就農支援センター所長の専決事項として定めているものを除く」に改め、同項の次に次のように加える。

林業研修部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。 2 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。 3 所属の職員の旅行（旅行期間2週間以上にわたる旅行を除く。）に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。 4 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。）の承認等に関すること。 5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部分休業の承認（第19条第1項） (2) 部分休業の取消し（第19条第3項） 6 研修計画（林業経営コースを除く。）に関すること（林業研修部に属する職員及び事務に係るものに限る。）。 7 研修生（林業経営コースを除く。）の受入れに関すること（林業研修部に属する職員及び事務に係るものに限る。）。 8 新規就業のための活動に関すること（林業研修部に属する職員及び事務に係るものに限る。）。 9 その他林業研修部に属する事務のうち軽易な事項に関すること。
--------	---

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第4条関係） 県税窓口統括員個別専決事項

専決者	専決事項
県税窓口統括員	1 納税証明の交付に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。